

担当事務所：ニューヨーク事務所

担当者及び連絡先メールアドレス

氏名：柿本 克俊、メールアドレス：kakimoto@jlgc.org

国名	(記載例) 日本	米国
基礎情報	人口：約1億2,744万人(2019年1月) 面積：約37.8万km ² 首都：東京都	人口：約3億3,006万人(2021年1月) 面積：約962.8万km ² 首都：ワシントン.D.C
住民データベース	<u>住民基本台帳</u> ・根拠法：住民基本台帳法(以下「法」) ・管理主体：市町村 ・登録主体：市町村	※住民登録制度及び各行政分野で用いられる住民情報に係るデータベースは存在しない。よって、各種行政事務ごとに当初登録や住所変更等が必要となる。 以下、参考までにSocial Security Number(共通ID。以下SSNという。)の発行時及び届出内容変更時の手続について記載 (参考) ・根拠法：社会保障法 ・管理主体：連邦政府(社会保障局) ・登録主体：連邦政府(社会保障局)
登録事項	<u>住民票の記載事項(法第7条)</u> 氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー、住民票コード等	—
住民データベースへの最初の登録 (邦人の場合)	① 出生届の提出(戸籍法第49~52条) ・届出義務者：父母 ・届出先：市町村戸籍担当窓口(本人の本籍地、届出人の所在地、 出生地(病院等のある市町村)) ・必要書類：出生届、出生証明書(医師、助産師、その他の者が出産に立会った場合) ・届出方式：出頭、郵送 ↓ (出生届を受理した市町村が、住所地でない場合、当該市町村から住所地市町村へ通知) ↓ ② 住所地市町村が、職権により住民基本台帳に記載(法施行令第12条)	— (参考) 【出生時】 ・申請は義務ではない ・届出先：出産した病院(家で出産した場合は助産師) ・届出方式：申請を希望する場合は、Birth certificate(出生証明書)の申請と併せて病院に申請 ※申請を受けた病院が州に出生証明の書類を提出し、州が社会保障局にSSN申請書類を提出することでSSNが発行される。 ・申請事項：氏名、生年月日、出生時間、両親の氏名、両親のSSN、電話番号、住所 【SSNが必要になった際(出生時に申請しなかった場合)】 ・下記「IDカード(物理的カード)」欄を参照

<p>住所変更に係る手続の種類・方法</p>	<p>種類：転入届，転居届，転出届 期限：転入又は転居をした日から14日以内 転出届は，あらかじめ行う。 方法： ①対面（窓口） ②郵送（転出届のみ） ③オンライン（マイナンバーカード所有者の特例転出）</p>	<p>— （参考） 【通常の手続】 申告時期：転居前後 ※住所変更の申請は義務ではない 期限：なし 方法： ①対面（窓口） ②電話 ③オンライン 必要書類：特になし ※居住証明（賃貸契約書、電気・ガスの請求書）の提出も不要 申請事項：新住所、転居日 【現在の取扱（新型コロナの影響による臨時的なもの）】 方法： ①電話 ②オンライン ※対面での対応は停止</p>
<p>オンラインによる住所変更の手続</p>	<p>①転出時 届出者は，転出時に各市町村のオンライン申請フォームで届出事項等を入力し，電子署名を付し，署名用電子証明書を併せて送信 ↓ ②転入時 届出者は転入先の市町村窓口にて転入届を提出（出頭） ※マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力することで転出証明書の提出不要</p>	<p>— （参考） 【オンラインアカウントの開設】 開設要件： ①SSNを保有する者 ②18歳以上の者 ③米国に住所がある者 ④有効なメールアドレスを保有している者 開設時の申請事項： 氏名、SSN、生年月日、住所、運転免許保有の有無、電話番号、メールアドレス、ユーザー名、パスワード 【申請方法】 ・自身のSSN情報を管理するMy Profileというサイトから新住所と転居日を更新するのみ サイトログイン時に必要な情報：ユーザー名、パスワード 必要書類：特になし ※居住証明（賃貸契約書、電気・ガスの請求書）の提出も不要</p>
<p>罰則</p>	<p>虚偽届出：5万円以下の過料（法第52条） 届出懈怠：5万円以下の過料（法第52条）</p>	<p>—</p>

<p>IDカード (物理的カード)</p> <p>※住民登録と連動しているIDカード(身分証明書)があれば記載願います。</p>	<p><u>個人番号カード(マイナンバーカード)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面記載事項：氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー、写真、追記欄 等 ・ICチップの搭載：有り ・有効期間：10年間 ・取得義務：無し <p>・取得方法：申請時又は受取時のいずれかで市町村窓口へ出頭</p> <p>・更新方法：転入時又は転居時に市町村窓口へ出頭し、マイナンバーカードを提出し、券面記載事項及び電子証明書等ICチップ内の情報を書換え</p> <p>→ 券面記載事項に住所が含まれているため、住所が変わると、出頭し、書き換えの手続が必要</p>	<p>—</p> <p>(参考)</p> <p>Social Security Card (ソーシャルセキュリティーカード)</p> <p>※SSNを取得できるのは、アメリカ国籍の者、就労許可を持つ移民等のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面記載事項：氏名、ソーシャルセキュリティーナンバー、自筆欄 ・ICチップの搭載：無し ・有効期間：期限なし ・取得義務：無し(就労をする際にSSNを雇用主に届け出る必要がある) <p>【通常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得方法：<u>最寄りの社会保障局へ出頭</u> ・受領方法：郵送(申請日から2~4週間後) ・必要書類：グリーンカード又は滞在ビザ、年齢と身分を証明できるもの(パスポート、運転免許証)、労働許可証、入国滞在記録カード ・申請事項：氏名、出生地、生年月日、民族、人種、両親の氏名、両親のSSN、電話番号、住所 <p>・更新方法：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①登録している住所を変更する場合：<u>対面(窓口)、電話、オンライン</u> ※詳細は、「住所変更に係る手続の種類・方法、オンラインによる住所変更の手続」欄参照 ②結婚等で姓名が変わった場合：<u>対面(窓口)、郵送</u> 必要書類：グリーンカード又は滞在ビザ、年齢と身分を証明できるもの(パスポート、運転免許証)、名前が変わったこ <p>【現在の取扱(新型コロナの影響による臨時的なもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得方法： <ol style="list-style-type: none"> 1.最寄りの社会保障局へ電話しWaiting Listに登録 2.Officeから日時及び必要書類の電話連絡 3.指定された日時に<u>出頭</u> ・受領方法、必要書類、申請事項：通常時と同じ ・更新方法： <ul style="list-style-type: none"> ①登録している住所を変更する場合：<u>電話、オンライン</u> ※対面での対応は停止 ②結婚等で姓名が変わった場合：<u>対面(窓口)、郵送</u> ※通常時と同じ ※オンラインでの変更は不可
<p>電子ID</p> <p>※住民登録と連動している電子IDがあれば記載願います。</p>	<p><u>○移動端末設備用電子証明書(スマホGP-SE)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能：電子署名、本人確認(利用者証明) ・有効期間：マイナンバーカードの電子証明書と同一(発行の日から5回目の誕生日まで) ・取得方法：オンラインでマイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて本人確認した上で取得 <p>※ 上記は「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」に</p>	<p>—</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Social Security Card(ソーシャルセキュリティーカード)には電子IDはない

<p>ICチップ・電子証明書の記録事項等</p> <p>※IDカードに掲載されているICチップ及び電子証明書があれば記載願います。</p>	<p>ICチップの記録事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>券面AP</u>：表面情報（4情報（住所・氏名・生年月日・性別）+顔写真）と裏面情報（個人番号）の画像データ ・<u>JPKI-AP</u>：署名用電子証明書（発行番号，発行年月日，有効期間満了日，シリアル番号， 4情報等） 利用者証明用電子証明書（発行番号，発行年月日，有効期間満了日，シリアル番号） ・<u>券面入力補助AP</u>：個人番号，4情報等 ・<u>住基AP</u>：住民票コード ・<u>空き領域</u>：印鑑登録証，コンビニ交付，図書館カード，国家公務員身分証明証等。市 	<p>—</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Social Security Number and Card（ソーシャルセキュリティーナンバーカード）にはICチップはない
<p>選挙制度</p>	<p><u>選挙人名簿に登録される者</u></p> <p>引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者</p>	<p>選挙人名簿に登録される者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アメリカ国籍を有する18歳以上の者。 ・ ただし、選挙人名簿への登録を自ら申請する必要がある（ノースダコタ州を除く（同州では必要なIDのみで投票可能））。 <p>※オンラインによる登録申請及び変更は40州及びコロンビア特別区で可能（一般的に運転免許証番号又はssnの下4桁を入力して個人を特定する）</p> <p>※1993年から国民有権者登録法（The National Voter Registration Act）により、運転免許申請の手続きの際に、希望者が併せて選挙人登録も行えるようにすることを各州に義務付けている（一部の州においては、不参加を表明しない限り、自動的に選挙人に登録される）。</p>
<p>税制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税は，1月1日時点で住民票がある市町村に納税 ・ 地方交付税の総額は，所得税・法人税の33.1%，酒税の50%，消費税の19.5%，地方法人税の全額。 <p>必要経費の算定に用いる測定単位の一つに「人口」があるが，国勢調査に基づいており， 住民基本台帳は補足資料</p>	<p>—</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SSNにより個人の収入及び資産を名寄せし、個人所得等を把握。 ・ 確定申告をする際に、SSNが必要となる。 <p>※年度途中で州をまたいで引っ越した場合は複数の州に確定申告を行う。（転居日の証明は不要）</p>

<p>医療・福祉制度, その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護・公的年金は, 保険方式 ・住民票の記載事項に以下の事項が含まれ, 各制度において活用 <ul style="list-style-type: none"> 国保・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者資格に関する事項, 児童手当の受給資格 ・住民基本台帳法の「世帯」を事務処理の基礎としている手続例 <ul style="list-style-type: none"> 国保給付（療養の給付）, 健康保険の被扶養者認定, 介護保険料徴収, 生活保護の開始, 生活困窮者住居確保給付金支給, 自立支援医療費の支給認定, 特別支援学校への就学奨励に係る経費支給, 公営住宅の供給等, 小児慢性特定疾病医療費支給, 難病患者への特定医療費支給, インフルエンザ予防接種, 養護老人ホーム入所等 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保障：主な公的医療保険は、65歳以上の高齢者または65歳未満で一定の障害を持つ人のみを保障対象とするメディケア（Medicare）と、低所得者のみを保障対象とするメディケイド（Medicaid）。メディケアは納税者（被保険者）のソーシャル・セキュリティ税及び連邦政府の一般歳入を財源とし、メディケイドは連邦政府及び州政府の一般歳入を財源として運営されている。 ・年金：雇用期間中に一定額の税金が従業員の給料から源泉徴収され、雇用主が同額を連邦政府に拠出している。連邦政府は拠出金を管理しつつ、老齢年金、障害年金、遺族年金、配偶者年金などの支払いに充てている。なお、ソーシャルセキュリティオフィスのオンラインサービス「my Social Security」にて、障害年金や遺族年金の受給予定額、過去の年収等が確認できる。 ・公的扶助：日本の生活保護制度のように最低限の生活費を保障する国による包括的な扶助制度は存在せず、対象者別（高齢者、障害者等）、扶助タイプ別（食費、住宅費等）の保障制度が存在する。 <p>【SSNの主な利用方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保障：メディケアの受給資格管理、メディケイドと他給付との併給調整 ・年金：老齢年金、障害年金、遺族年金、配偶者年金の受給資格管理 ・その他行政事務：運転免許証番号、行政・サービス全般の本人確認・個人認証（その他） ・銀行口座開設、民間保険の加入、クレジットカード等の作成時において必要となる
---------------------	--	---